

議案第75号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年8月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定める必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第32条の5を第32条の6とし、第32条の4の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第32条の5 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

- （1） 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- （2） 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- （3） 条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮
- （4） 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- （5） 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- （6） 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- （7） 条例第17条第1項に規定する育児時間
- （8） 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇
- （9） 条例第17条第1項に規定する育児参加休暇
- （10） 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- （11） 条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇

2 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）

- (2) 出生時両立支援制度等の請求先又は申請先
 - (3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当
金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 3 条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 始業又は終業の時刻
 - (2) 勤務の場所
 - (3) 業務量の調整
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項
- 4 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。
- 5 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。
- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
 - (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
 - (3) 条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮
 - (4) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
 - (5) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
 - (6) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
 - (7) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇
 - (8) 条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇
- 6 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求先又は申請先
- 7 第32条の3第3項の規定は、条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対して、これらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合について準用す

る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</p> <p>第32条の5 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</p> <p>(3) 条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮</p> <p>(4) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</p> <p>(5) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</p> <p>(6) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限</p> <p>(7) 条例第17条第1項に規定する育児時間</p> <p>(8) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇</p> <p>(9) 条例第17条第1項に規定する育児参加休暇</p> <p>(10) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇</p> <p>(11) 条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇</p> <p>2 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求先又は申請先</p> <p>(3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</p> <p>3 条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 始業又は終業の時刻</p> <p>(2) 勤務の場所</p> <p>(3) 業務量の調整</p> <p>(4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項</p> <p>4 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。</p> <p>5 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置は、</p>	

新	旧
<p><u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</u></p> <p>(2) <u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u></p> <p>(3) <u>条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮</u></p> <p>(4) <u>条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</u></p> <p>(5) <u>条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>(6) <u>条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>(7) <u>条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇</u></p> <p>(8) <u>条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇</u></p> <p>6 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>前項各号に掲げる制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求先又は申請先</u></p> <p>7 第32条の3第3項の規定は、条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対して、これらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合について準用する。</p> <p>(業務量の適切な管理等)</p> <p>第32条の6 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(業務量の適切な管理等)</p> <p>第32条の5 略</p> <p>2及び3 略</p>

妊娠、出産等の申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、講じなければならない措置等として教育委員会規則で定めるもの

1 仕事と育児との両立に資する制度又は措置（出生時両立支援制度等・育児期両立支援制度等）
 ※（★）は出生時両立支援制度等・育児期両立支援制度等ともに該当、（▲）は出生時両立支援制度等のみに該当。

（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例）
 第18条の6 教育委員会は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号。以下この項において「育児休業条例」という。）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申し出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) **申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置**（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置



- ① 育児短時間勤務（★）
- ② 部分休業（★）
- ③ 休憩時間の短縮（★）※幼稚園教育職員のみ
- ④ 深夜勤務の制限（★）
- ⑤ 超過勤務の制限（★）※超過勤務の免除（禁止）
- ⑥ 超過勤務の制限（★）※1月について24時間を超える超過勤務などの制限
- ⑦ 育児時間（▲）
- ⑧ 出産支援休暇（▲）
- ⑨ 育児参加休暇（▲）
- ⑩ 子の看護等のための休暇（★）
- ⑪ 子育て部分休暇（★）

2 教育委員会が申出職員に知らせる事項

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）**その他の教育委員会規則で定める事項を知らせる**ための措置



- ① 上記の制度又は措置
- ② 上記の制度又は措置の請求先又は申請先
- ③ 育児時短勤務手当金その他これに相当する給付金に必要な事項

3 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情（家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想されるもの）の改善に資するもの

(3) 育児休業条例第18条第1項の規定による申し出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される**職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項**に係る申出職員の意向を確認するための措置



- ① 始業又は終業の時刻
- ② 勤務の場所
- ③ 業務量の調整
- ④ 上記の事項のほか、教育委員会が別に定める事項